

四條畷市友好都市交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 四條畷市友好都市交流事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、四條畷市補助金等交付規則（平成12年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、四條畷市内に所在する団体が行う三重県紀北町との友好都市交流事業（以下「交流事業」という。）に要する経費の一部を市が補助することにより、交流事業の活性化を図り、もって住民福祉の向上に資することを目的とする。

(留意事項)

第2条の2 この補助事業は、当該年度の予算成立後、速やかに補助事業を開始できるようにするために当該年度の予算成立前に募集の手続きを行うものであることから、当該年度の予算成立が前提であり、その結果によっては補助事業の内容などに変更が生じる可能性があるものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体又は市長が特に認める団体とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は主たる活動拠点があるもの
- (2) 市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学している構成員が5人以上あるもの
- (3) 第7条の規定による申請の時点で、当該団体として1年以上の活動実績を有し、かつ、次年度以降も継続して活動することが見込まれるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、前条の規定に該当する団体が、第2条に規定する目的のために行う交流事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、当該事業の参加人数は5人以上とする。

- (1) スポーツ活動又は文化的活動による親善事業
- (2) 住民への友好都市の啓発事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (3) 観光、飲食を主たる内容とする事業
- (4) 他の補助金（紀北町宿泊施設利用補助要綱に基づく補助金を除く。）等の交付を受

けて行う事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交流事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

2 補助金の交付の対象とならない経費は、別表第2に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、単年度ごとに予算の範囲内で定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

（1）紀北町を訪問して行う事業 30万円

（2）四條畷市で受け入れて行う事業 10万円

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以下に相当する額とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 規則第4条の規定により補助金の交付を申請しようとする団体は、市長の指定する期間内に、四條畷市友好都市交流事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これをしなければならない。

（1）四條畷市友好都市交流事業計画書（様式第2号）

（2）収支予算書（様式第3号）

（3）団体に関する調書（様式第4号）

（4）その他市長が必要と認める書類

（申請の制限）

第8条 補助金の交付の申請は、1団体につき1事業を限度とする。

2 前年度に補助金の交付を受けた団体は、当該年度においては補助金の交付の申請をすることができない。

（補助金の交付決定の通知）

第9条 市長は、規則第5条第1項の規定による審査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは四條畷市友好都市交流事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該補助金の交付を申請した団体に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた交流事業の計画を変更しようとするとき、又は当該交流事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、四條畷市友好都市交流事業計画（変更・中止・廃

止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 前項の規定により交流事業の計画等を変更した場合の補助金の額は、当該変更前に前条の規定により通知した補助金の額を超えることはできない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、市長の指定する期日までに、四條畷市友好都市交流事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 事業成果報告書(様式第8号)

(2) 収支精算書(様式第9号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 市長は、規則第13条の規定により補助金の額を確定したときは、四條畷市友好都市交流事業補助金確定通知書(様式第10号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 規則第15条第2項の規定による補助金の交付の請求は、四條畷市友好都市交流事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助事業者が規則第14条の規定に該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、規則第16条の規定によりその返還を命ずるものとする。

(書類の整備及び保存)

第15条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした帳簿その他の証拠書類等を整備し、これらの書類を補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、四條畷市友好都市交流事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２６年２月１７日から施行する。
- 2 平成２６年度の補助金の交付申請に限り、四條畷市友好都市交流事業補助金交付要綱第３条第３号の規定する団体として、平成２６年４月１日現在で当該規定を満たしていれば足りるものとする。

附 則

この要綱は、平成２９年１月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１２月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１２月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年６月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１月２９日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

経費項目	内 容
1 旅費	宿泊費、宿泊に伴う夕・朝食代（夕・朝食代が宿泊費に含まれない場合は、夕・朝食を自炊した際の食材費に限る。）、交通費（タクシー代は除く。）、通行料等
2 燃料費	ガソリン代、軽油代等
3 使用料、貸借料	貸切バス等車両貸借に係る費用、会場使用料、用品のレンタル料等
4 講師等謝金	講師等への謝礼等（申請者の構成員に対して支払うものは除く。） ※ただし、金銭による支給に限る
5 通信費	資料等の送料、切手代等（電話回線使用料、インターネット接続料等は除く。）
6 印刷費	資料等の印刷費等
7 消耗品費	交流事業を行う上で直接必要となる物品費、使用可能期間が短い消耗品（用紙、文具、参加賞等）の購入費（自炊する際に必要となる食器類や炭、カセットボンベ等の購入費を除く。）
8 その他市長が必要と認める経費	※個別判断とする

備考 1 宿泊費の 1 人 1 日当たりの補助対象経費の上限は、7,000 円に消費税を加えた金額とする。

備考 2 夕・朝食代が宿泊費に含まれない場合は、夕・朝食を自炊した際の食材費は補助対象経費となるが、1 人 1 日当たりの補助対象経費の上限は、食材費と宿泊費を合算して 7,000 円に消費税を加えた金額とする。

備考 3 交流事業について、紀北町宿泊施設利用補助要綱に基づき宿泊費の補助を受ける場合の宿泊費の補助対象経費の額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A - (B \times 2)$$

算式の符号

A 交流事業に係る宿泊費（1 人 1 日当たりの補助対象経費の上限については、備考 1 の規定を準用する。）の総額

B 交流事業について、紀北町宿泊施設利用補助要綱に基づき宿泊費の補助を受ける総額

別表第 2（第 5 条関係）

経費項目	内 容
1 固定資産又は備品の取得費又は整備費	土地、機械、テレビ、パソコン、机、椅子等の購入費又は整備費
2 懇親会費、接待費その他飲食費	懇親会費、打ち上げ代、弁当代、飲料代（お酒、ジュース、スポーツ飲料、牛乳、お茶、水、氷等）、菓子代等
3 その他	領収書がない等支出の根拠が確認できない経費及び補助金を支出することが適当でないと認められる経費

様式第 1 号（第 7 条関係）

四條畷市友好都市交流事業補助金交付申請書

年 月 日

四條畷市長 宛

主たる事務所の
所在地（住所）

団体の名称

代表者名

下記のとおり 年度における四條畷市友好都市交流事業について補助金の交付を受けたいので、四條畷市友好都市交流事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

1 事業の名称

2 事業の区分（○で囲む）

- 1 紀北町を訪問して行う事業
- 2 四條畷市で受け入れて行う事業

3 事業の目的

4 補助金交付申請額 金 円

5 添付書類

- （1）四條畷市友好都市交流事業計画書（様式第 2 号）
- （2）収支予算書（様式第 3 号）
- （3）団体に関する調書（様式第 4 号）
- （4）その他参考資料

四條畷市友好都市交流事業計画書

団 体 の 名 称	
事 業 の 名 称	
事 業 の 目 的	
事 業 の 内 容	
実施予定期間	
実施予定場所	
対象者・人数	
備 考	

様式第3号（第7条関係）

収 支 予 算 書

区 分		予算額（円）	内 訳
収 入 の 部	市 補 助 金		四條畷市友好都市交流事業補助金
	参加者負担金		
	合 計		
支 出 の 部	補 助 対 象 経 費	旅 費	
		燃 料 費	
		使用料、貸借料	
		講 師 等 謝 金	
		通 信 費	
		印 刷 費	
		消 耗 品 費	
		小 計	
	そ の 他 経 費		
		小 計	
	合 計		

※ 申請する事業に係る収支のみを記載すること。

紀北町宿泊施設利用補助要綱に基づく宿泊施設利用補助券（予定）	枚
--------------------------------	---

様式第4号（第7条関係）

団 体 に 関 す る 調 書

団 体 の 名 称		
主たる事務所の 所 在 地		〒
代表者	職 名 氏 名	
	住 所	〒 TEL FAX
設 立 年 月 日		年 月 日
会 員 数		名（ 年 月現在）
団 体 の 設 立 の 経 緯		
団 体 の 目 的		
主な活動地域		
主な活動内容		
担当者	連絡先	〒 TEL FAX
	氏 名	

※ 「担当者」欄は、申込の内容について対応ができ、通常の勤務時間（平日の概ね午前9時～午後5時）に連絡がとれる方を記入してください。代表者と同じ場合は記入する必要はありません。

四條畷市友好都市交流事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

四條畷市長

年 月 日付けで申請のありました 年度四條畷市友好都市交流事業補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定しましたので、四條畷市友好都市交流事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 交付条件

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

四條畷市友好都市交流事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

四條畷市長 宛

主たる事務所の
所在地（住所）

団体の名称

代表者名

年 月 日に申請しました四條畷市友好都市交流事業について、事業計画の（変更・中止・廃止）をしたいので、四條畷市友好都市交流事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業の名称	
(変更・中止・廃止) の理由	
(変更・中止・廃止) の内容	

四條畷市友好都市交流事業実績報告書

年 月 日

四條畷市長 宛

主たる事務所の
所在地（住所）

団体の名称

代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のありました本事業が
終了しましたので、四條畷市友好都市交流事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、
下記のとおりその実績を報告します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金精算額 金 円

4 添付書類

- （1）事業成果報告書（様式第 8 号）
- （2）収支精算書（様式第 9 号）
- （3）その他参考資料

事業成果報告書

団体の名称	
事業の名称	
事業の実績	
実施期間	
実施場所	
対象者・人数	
事業の成果	
備考	

※ 事業の成果物として、写真等を 1 部添付すること。

様式第9号（第11条関係）

収 支 精 算 書

区 分		予算額（円）	内 訳
収 入 の 部	市 補 助 金		四條畷市友好都市交流事業補助金
	参加者負担金		
	合 計		
支 出 の 部	補 助 対 象 経 費	旅 費	
		燃 料 費	
		使用料、貸借料	
		講 師 等 謝 金	
		通 信 費	
		印 刷 費	
		消 耗 品 費	
		小 計	
	そ の 他 経 費		
		小 計	
	合 計		

- ※ 申請した事業に係る収支のみを記載すること。
- ※ 補助対象経費の支出を証明する書類（領収書等の写し）を添付すること。

紀北町宿泊施設利用補助要綱に基づく宿泊施設利用補助券（実績）	枚
--------------------------------	---

四條畷市友好都市交流事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

四條畷市長

年 月 日付けで実績報告のありました事業について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、四條畷市友好都市交流事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金確定額 金 円

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

四條畷市友好都市交流事業補助金交付請求書

年 月 日

四條畷市長 宛

主たる事務所の
所在地（住所）

団体の名称

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付確定のありました補助金について、
四條畷市友好都市交流事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業の名称

2 補助金請求額 金 円

3 振込先金融機関

金 融 機 関 名			
支 店 名			
預 金 種 目	普通・当座	口座番号	N o .
口座名義人（カナ）			

※ 口座名義人は、団体（又は代表者）に限ります。